

医 第 1 6 0 7 号
令和7年11月14日

各関係団体の長 様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

無資格者によるエックス線の照射等に関する医療法等における
取扱い等について

日頃、本県の医療業務に御協力いただきありがとうございます。

さて、このことについて、令和7年11月11日付けで厚生労働省医政局
総務課他から別添写しのおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

つきましては、御了知の上、貴会会員への周知方よろしくお願ひします。

また、本年、無資格者がエックス線の照射に関わった事案の報道があった
こと等も踏まえ、引き続き、医療現場におけるエックス線等の適切な取扱い等
について御理解、御協力くださるよう、併せてよろしくお願ひします。

【担当】

千葉県健康福祉部医療整備課医療指導班

TEL 043-223-3884

Email iryou-b@mz.pref.chiba.lg.jp